

一般社団法人モバイルブロードバンド協会  
分科会に関する規程

平成22年2月22日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第34条によって置かれる分科会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(構成員)

第2条 分科会は、協会会員を以て構成する。

(権能)

第3条 分科会は、定款に定める協会の目的を達成するため、調査・研究・検討・開発などを行う。

(設置・改組・解散)

第4条 会員は、分科会の新設に関して、次の各号を示して理事会に申請する事ができる。理事会が当該申請を協会活動に有益であると認めた場合に分科会が設置される。

- (1) 名称 (和・英)
- (2) 分科会長名
- (3) 活動目的
- (4) その他必要事項

2. 分科会の改組及び解散は、協会理事会にて決議する。分科会長は、分科会での決議を経て、分科会の改組及び解散について理事会の決議を求めることができる。理事会に決議を求めるに当たっては、次の各号を示すものとする。

- (1) 改組・解散の別
- (2) 分科会名称
- (3) 分科会長名
- (4) 事由
- (5) 改定内容 (改定の場合)
- (6) その他必要事項

(分科会員)

第5条 会員は、分科会長へ通知することにより、分科会へ入退会できるものとする。分科会長は、会員の入退会を協会事務局に通知し、協会事務局が分科会員名簿の作成・管理を行う。

(分科会役員)

第6条 分科会には、次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名。
- (2) 必要に応じて、副分科会長を2名まで置くことができる。

(分科会役員の役務)

第7条 分科会長は、分科会を代表し、その業務を統括する。

2. 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長がその役務を執り行えないとき、あらかじめ定めた順序に従って、その役務を代行する。

(分科会役員の選任)

第8条 分科会役員の選出は、分科会員の互選によることとする。但し、設立時は、理事会が選任する。

(分科会役員の任期)

第9条 役員の任期は、役員就任後2回目に行われる協会の通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

(分科会役員の解任)

第10条 役員が次の各号の一つに該当する場合、分科会の決議を以て、解任することが出来る。但し、その役員に対し、分科会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があると認められた時。

(メーリングリスト)

第11条 各分科会は、分科会活動のため、メーリングリストを置くものとする。メーリングリストのメンバーは、分科会員および分科会長が認めるものから構成する。

(会合の召集)

第12条 分科会会合は、分科会長が召集する。また、メーリングリストで開催することも出来る。

(議長)

第13条 分科会会合の議長は、分科会長がこれにあたる。

(決議)

第14条 分科会が決議を行う必要がある時は、各会員が一個の議決権を持つものとする。決議は、分科会出席者の投票および欠席者のメールでの通知により行い、議決権総数の過半数の同意をもって決する。また、メーリングリストで議決を実施することも出来ることとする。なお、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(分科会の議決)

第15条 次の事項は、分科会の決議を経た上で理事会の承認を得るものとする。

- (1) 分科会活動の事業計画および予算、決算に関する事項
- (2) 分科会役員の選任と解任に関する事項
- (3) 分科会の改組と解散に関する事項
- (4) 対外的な約束。
- (5) その他、分科会運営に関する重要な事項

(議事録)

第16条 分科会会合を開催した時は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 出席した会員の氏名
- (3) 審議事項および決議事項
- (4) 会合の経過概要およびその結果

附則

1. この規程は、所定の手続を経た時から直ちに施行する。
2. この規程の制定時は、第4条第1項の規定にかかわらず、理事会によって必要な分科会を設置することができる。